

令和2年第13回日高市農業委員会議事録

開催月日	令和2年12月25日(金)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後3時10分					
議長	福井 一洋					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	森谷 進	出席	8	吉原 一雄	欠席
	2	島村 実	出席	9	梅澤 三子	出席
	3	福嶋 輝幸	出席	10	清水 典子	出席
	4	鳴河 のり子	出席	11	江連 喜美	出席
	5	横田 拓也	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	浅田 カヨ子	出席	13	道谷 淳史	出席
	7	松田 浩幸	出席	14	福井 一洋	出席
推進委員 農地利用最適化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	眞通 昭彦	出席	6	小久保 浩司	出席

議事関係出席者	
事務局	事務局長 樋口 成男 主査 大河原 喜浩 大森 充浩
傍聴人	
議事	
日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3	議案第40号 農用地利用集積計画(案)の決定について
日程第4	議案第41号 農用地利用配分計画(原案)の決定について
日程第5	議案第42号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
日程第6	専決処分の報告について
その他	

議 長

これより、議事に入ります。

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は 12 番、13 番にお願いします。

議 長

日程第 2 議案第 39 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程第 2 議案第 39 号農地法第 5 条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より 1 番の朗読をお願いします。

事 務 局

〈議案朗読〉

議 長

本件担当の 2 番、申請地の状況について説明をお願いします。

2 番

先日、現地を確認してきました。申請地は、国道 407 号線の高萩北杉並木交差点のところにある〇〇〇〇という〇〇〇〇店の駐車場の南側に位置します。現地は、草が 10cm 程度生えている状態でした。

議 長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事 務 局

譲受人は武蔵高萩駅前の県道沿いで、電気製品の販売等を行っている事業者です。今回の申請は、現在、店舗に近接する場所で営業用車両と来客者用の車両を置く駐車場について、来客者専用とするにあたり、営業用車両の駐車場を新規に設置する目的となります。新規に設置する駐車場の場所については、譲受人の自宅の近接地としています。理由としては、電気製品の納品の際、納品物を車両に保管し、駐車場から直接、納品場所へ向かうことが出来るなど、事業効率の面も考慮しています。駐車台数は〇台分としており、営業用車両〇台と個別に借用する運搬車両等を置くことを計画しています。

申請地の農地区分は 2 種農地となり、計画目的に必要性があると思われま

議 長

す。只今、2 番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

議 長

事務局より 2 番の朗読をお願いします。

事 務 局

〈議案朗読〉

議 長

本件担当の 2 番、申請地の状況について説明をお願いします。

2 番

先日、現地を確認してきました。申請地は、県道川越日高線の高萩交差点から川越方面に 900m 進んだ先にある、〇〇〇〇の道反対に位置します。現地は、10 月頃にネギが作付けされていましたが、現在は草が 15cm 程度生えていました。

議 長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

譲受人は日高市〇〇地内に本社を置き、県道沿いで中古の自動車、重機等を販売している事業者です。現在、事業所の隣接地を借用して販売用の車両等を展示していますが、借りている土地所有者から土地の返却を求められているため、この度、新規に展示場所を設置するため、申請に至っています。

新規に設置する展示場では、中古車両等を〇台程度、来客者用の駐車スペースを〇台となる計画としています。

申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的に必要性があると思われま

議長

只今、2番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願い

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

議長

事務局より3番の朗読をお願いします。

事務局

〈議案朗読〉

議長

本件担当の1番、申請地の状況について説明をお願いします。

1番

23日に4番推進委員と現地を確認しました。申請地は、国道407号線の高萩北杉並木交差点から鶴ヶ島方面に400m程進んだ先にある〇〇〇〇の北側に位置します。現地は、きれいに耕耘されている状態でした。

議長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

譲受人は〇〇市に本社を置き、自動車販売を行う事業者です。現在、申請地の南側の敷地を展示場として、また、〇〇市内に販売車両を保管する場所を設置していますが、当該申請地を展示場として拡張し、飯能市内で保管する車両を集約することで、コスト削減と事業の効率化向上を目的とし、今回の申請に至っています。譲受人において拡張計画に際し、隣接している土地が望ましいことから、初めに隣接地の所有者へ交渉を試みましたが不調となったため、当該申請地の所有者との交渉が整ったことで選定しています。

拡張する展示場には、販売車両〇台を展示することを計画しており、当該申請地を展示場とした際は、〇〇市の置場を閉鎖するとしています。

申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的に必要性があると思われま

議長

只今、1番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願い

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

議 長
事 務 局
議 長

事務局より4番の朗読をお願いします。

〈議案朗読〉

本件担当の11番、申請地の状況について説明をお願いします。

11 番

23日に1番推進委員と現地を確認しました。申請地は、県道川越日高線沿いにある総合福祉センターの道反対に位置します。現地は、整地され、砂利が敷いてありました。

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

議 長
事 務 局

譲受人は〇〇市に本社を置き、運送業を営む事業者です。譲受人は、各種運送事業を展開していますが、現在は、〇〇〇〇の牛乳の輸送を主としており、首都圏の物流センターなどへ輸送しています。

今回の申請については、既存敷地内において、牛乳保管用の冷蔵倉庫を新たに設置することで、駐車スペースが減ってしまうことに加え、運搬車両を〇台増車する予定があることから、敷地を拡張し駐車スペースの確保を目的としています。拡張する場所には、運搬車両〇台と従業員車両〇台を置く計画としています。

申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的に必要性があると思われま

す。
なお、当該申請地は、平成〇年に別事業者が診療所を建設する目的で農地転用許可を取得した場所ですが、当該事業者の諸事情において事業継続が困難となったため、令和〇年〇月〇日付けで許可の取消を行っています。本来、許可取消後は、元の所有者へ所有権を戻すこと、また、現況を農地へ戻すこととなりますが、当該申請地については、元の所有者が土地の返却を断っており、現況についても今回の計画において、用途が変えられることが確実であることで、現状のまま、申請手続きが進むこととなります。

議 長

只今、11番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

3 番

申請地に隣接している地番〇番〇は、誰が所有しているのですか。この場所がないと出入りができないと思います。

事 務 局

譲受人が所有しており、現在、この場所にも車両を駐車しています。許可後は、当該申請地への通路部分になります。また、既存の出入り口の変更はありません。

議 長
委 員
議 長

他に質疑がありましたらお願いします。

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

議 長
事 務 局
議 長
2 番

事務局より 5 番の朗読をお願いします。

〈議案朗読〉

本件担当の 2 番、申請地の状況について説明をお願いします。

先日、現地を確認してきました。申請地は、武蔵高萩駅の西側にある踏切から 300m 程進んだ先に位置します。現地は、草が 10cm 程度生えていました。また、土地を測量した形跡も見受けられました。

議 長
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和 2 年 1 月に除外認可を受けています。なお、当該申請は、公共移転に位置づけられており、元は、埼玉県〇〇市で事務所及び〇〇〇店舗を設置していた譲受人が、埼玉県の道路建設事業で土地を収用されたことが原因により、事業の継続が困難となってしまったことで、別の事業地での経営を行うこととなったものです。譲受人において土地収用の補償について、〇〇市内での移転先を希望しましたが、埼玉県の対応で、その希望が叶わず、市外への移転補償となったと聞いています。

日高市を事業地として選定した理由については、不動産業者から紹介があったことをきっかけとして、過去に日高市に住んでいたこと、また、当該申請地の隣接地に畑を所有しており、土地勘があることなどを理由としています。

計画の内容については、公共移転に位置づけられているため、同様の事業を行うこととされていることから、事務所、〇〇〇店舗及び従業員用の宿舍となっています。

申請地の農地区分は 2 種農地となり、計画内容について妥当であると思われる。

議 長
3 番
事 務 局

只今、2 番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

本当に計画目的どおりに、実行されるのでしょうか。

理由書でも説明されていますが、譲受人にも意向を確認しています。また、本案件は、土地を収用されたことに伴う計画で、収用証明書の発行がされなければ開発許可もされない案件となります。なお、今回の収用については、構外移転の認定を受けているものであるため、〇〇市に設置していた施設は解体されることとなります。

12 番

〇〇市では〇〇法に該当する事業をしていたとの情報を聞いていますが、公共移転に位置づけられると〇〇法の許可がされない区域でも許可されてしまうのでしょうか。また、〇〇〇店舗が別の店舗に変更される懸念があり心配です。目的の店舗に括弧書きで〇〇〇と付けられないのでしょうか。さらに、〇〇〇店舗に寄宿舍が必要なのかとも思います。

事 務 局

〇〇法に該当する場合は、公共移転であっても許可されない区域では設置できないと聞いています。また、収用された時点では〇〇法に該当する事業を行っていましたが、施設の一部を収用されたことで、〇〇〇店舗に用途を

変更していました。市都市計画課は、この〇〇〇店舗の移転として取扱っていますが、開発行為目的の種別上、店舗という区分で取扱われているとのことです。なお、〇〇〇店舗は、〇〇法に該当しないと思われます。あくまでも仮定としてですが、〇〇〇店舗が〇〇法に該当する事業に使用された場合は、関係行政庁により指導等が入りますので、事業はできなくなると思います。

寄宿舎については、〇〇市での使用用途で、施設の2階が従業員用の寄宿舎としていたようです。そのことから、同様に設置されるということになっています。

議長

当該案件について、農業委員会総会における許可相当または不許可相当の意見を付して、県へ進達しなければなりません。当該案件の行為によって、周辺農地への影響等も考慮し、意見を決定したいと思います。

3番

農地法上での行為制限が出来ず、不許可相当とすることは困難であるため、条件を付した許可相当との意見を発出することはいかがでしょうか。

議長

只今、3番からの提案がありました、いかがでしょうか。

委員

よろしいと思います。

議長

それでは、事務局から付する条件について、提案をしてください。

事務局

「申請計画内容のとおり、現地を完了させること。」

「開発行為により周辺農地等へ影響がないよう配慮すること。」という内容はいかがでしょうか。

議長

只今、事務局より提案がありました、いかがでしょうか。

委員

よろしいと思います。

議長

他に質疑、意見がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑、意見なしと認めます。よって質疑等を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当はしませんが、条件付き許可相当で異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

日程第3 議案第40号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議長

日程第3議案第40号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題とします。

事務局より1番の朗読をお願いします。

事務局

〈議案朗読〉

議長

初めに、3番、No.1の申請地の状況について説明をお願いします。

先日、現地を確認してきました。

3番

～申請場所について資料(案内図)に基づき説明～

現地は全て、すぐに耕作できそうな状態でした。

議長

続いて、6番、No.2の申請地の状況について説明をお願いします。

6 番

22日に現地を確認してきました。申請地は、〇〇地内にある〇〇〇〇という店の東側に位置します。現地は土が固く、耕耘しないと利用ができないような状態でした。

議 長
事 務 局

続いて、事務局より 申請人の状況について説明をお願いします。

当該申請は、農地中間管理事業に基づく利用権設定であり、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が所有者から農地を借り受けて、担い手へ貸し付ける内容となります。No.1については、平成〇年から開始された案件であり、設定期間満了を迎えるため、更新することを目的としています。No.2については、当該申請の隣接する農地を同事業で貸し借りを実施していますが、その際の申請に漏れてしまったため、追加するための申請となります。まずは、同事業に基づく利用権の更新及び新規の設定について、ご審議をお願いします。

議 長

只今、担当委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員
議 長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。

委 員
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。

議 長
事 務 局
議 長
1 番

事務局より2番の朗読をお願いします。

〈議案朗読〉

はじめに1番、No.1の申請地の状況について説明をお願いします。

23日に4番推進委員と現地を確認してきました。申請地国道407号線の高萩北杉並木交差点から鶴ヶ島方面に200m程進んだ先を北に少し入ったところに位置します。現地は、ビニールハウスが3棟ありました。

議 長
事 務 局

続いて、事務局よりNo.2の申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

先日、現地を確認してきました。申請地は、県道川越日高線沿いにある埼玉女子短期大学の西側に位置します。現地は、草刈がされ、適正に管理されていました。

借受人は、農地所有適格法人に在籍していた方で、法人から独立し、本年〇月に新規に就農した方で、年間の農業従事日数が〇〇日となる農業者です。No.1の申請地は、申請地にあるビニールハウス内で、資材置場や収穫したごまの選別等行うことを目的としており、また、No.2の申請地は、借受人が利用権設定している隣接地であり、経営規模の拡大を目的としています。

議 長

只今、1番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員
議長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

委員
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。

議長
事務局
議長
10 番

事務局より 3 番の朗読をお願いします。

〈議案朗読〉

本件担当の 10 番、申請地の状況について説明をお願いします。

24 日に現地を確認してきました。申請地は、〇〇地内にある霞野神社の西側にある女影方面へ向かう道路を南に進み、その先、三角型の交差点を南に進んだ先に位置します。現地は、茶畑でありましたが、伐採され、根が掘り起こしてある状態でした。

議長
事務局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

借受人は市から認定農業者として認定されており、年間の農業従事日数は〇〇日、主に大根、ねぎ、キャベツなどの露地野菜を栽培する農業者です。申請地は、借受人の経営地と近接しており、農地を集積して経営拡大を目的としています。

なお、現地が茶畑であったことから、茶の撤去や土質の管理を 1 年かけて行っていくことから、最初の 1 年は使用貸借により借り受けて、その後、賃貸借としていく計画であります。

議長

只今、10 番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員
議長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

委員
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。

議長
事務局
議長
事務局

4 番の議事に入ります前に、議事参与の制限により 13 番は退室をお願いします。

それでは、事務局より 4 番の朗読をお願いします。

〈議案朗読〉

本件について、事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

先日、現地を確認してきました。No.1 の申請地は、都市計画道路沿いにあ

る旭ヶ丘公会堂の南西に位置します。現地は、ネギとキャベツが栽培されて
いました。No.2の申請地は、日高高校通りを高麗川方面に進み、〇〇〇〇と
いう会社の西側に位置します。現地はきれいに耕耘してありました。

借受人は市から認定農業者として認定されており、年間の農業従事日数は
〇〇日、主にとうもろこし、ニンニクなどの露地野菜を栽培する農業者です。
申請地は、借受人の経営地と近接しており、農地を集積して経営拡大を目的
としています。

議 長
委 員
議 長

只今、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営
基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認と
いうことでよろしいでしょうか。

委 員
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消し
てください。13番は入室してください。

議 長

5番の議事に入ります前に、議事参与の制限により1番は退室をお願いし
ます。

それでは、事務局より5番の朗読をお願いします。

事 務 局
議 長
13 番

〈議案朗読〉

本件担当の13番、申請地の状況について説明をお願いします。

先日、現地を確認してきました。申請地は、都市計画道路沿いにある〇〇
〇〇のある交差点の南東に位置します。現地は、きれいに耕耘してありまし
た。

議 長
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

借受人は市から認定農業者として認定されており、年間の農業従事日数は
〇〇日、主にトマト、いちごなどの露地野菜を栽培する農業者です。申請地
は、借受人の経営地と隣接しており、農地を集積して経営拡大を目的として
います。

議 長

只今、13番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたら願
いします。

委 員
議 長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営
基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認と
いうことでよろしいでしょうか。

委 員
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消し
てください。1番は入室してください。

議 長

事務局より6番の朗読をお願いします。

事務局
議長
6番

〈議案朗読〉

本件担当の6番、申請地の状況について説明をお願いします。

22日に現地を確認してきました。申請地は、〇〇地内にある霞野神社の西側にある女影方面へ向かう道路を南に進み、その先、三角型の交差点を通過した先に位置します。現地は、きれいに耕耘してありました。

議長
事務局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

借受人は、平成〇年に福祉活動を目的としたぶどうの木という組織を立ち上げ、翌年の平成〇年に特定非営利活動法人に認定された法人です。当法人は、知的障がいを持つ子供たちを対象とし、集団での交流及び体験を通じ、障がい者が社会生活を営むことが出来るよう支援する活動を趣旨としており、主に障がい者の就労の場所を提供する事業を行っています。今回の申請目的としては、福祉施設等に通所する方、〇人程度が、当該申請地において、栽培から収穫までの一連の作業を行い、当該法人が運営する店舗で加工し販売まで行う計画であります。なお、作付けするものは大豆としており、その後、味噌へ加工するとのことでした。

議長

只今、6番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員
議長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

委員
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。

議長

日程第4 議案第41号 農用地利用配分計画(原案)の決定について

日程第4議案第41号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(原案)の決定についてを議題とします。

事務局

事務局より説明をお願いします。

先程、承認を受けました農地中間管理機構が借り受けた農地について、当該農地を借り受けたいと希望を申し出た担い手へ配分するための計画となります。その配分計画について、法律に基づき農地中間管理機構が農業委員会へ意見を求めるものであります。

No.1の配分計画に記載される担い手は、全国に〇箇所の農場を開設する法人となります。日高市では、平成〇年から農場を開設し、経営面積は約〇haとなっており、レタス、じゃがいもなどの露地野菜を栽培しています。

続いて、No.2の配分計画に記載される担い手は、日高市で酪農を営み、農地所有適格法人として営農している法人であり、市内の経営面積は約〇haとなります。牧場では約〇頭の乳牛を飼育し、農地では飼料用の作物を栽培し

		ています。
		担い手へ配分する計画について、ご審議をお願いします。
議 長		只今、事務局より説明がありましたが、質疑及び意見がありましたらお願いいたします。
委 員		ありません。
議 長		質疑及び意見なしと認めます。よって質疑等を終結します。お諮りします。原案について、意見なしということによろしいでしょうか。
委 員		異議なし。
議 長		異議なしと認めます。本件について、意見なしで回答します。
		日程第5 議案第42号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議 長		日程第5議案第42号相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題とします。
		事務局より1番の朗読をお願いします。
事 務 局		〈議案朗読〉
議 長		本件について、事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。
事 務 局		24日に現地を確認してきました。申請地は、県道川越日高線の日高陸橋の側道から高麗川駅方面へ行く道路沿いにあり、〇〇〇〇の北側駐車場の西側に位置します。現地は、古い〇の木が切られた状態で4本程度あり、保全管理されている状態でした。
		申請人は、被相続人と一緒に農地の耕作及び管理をしていた方であり、当該申請地では、〇の木を植えて、収穫した〇を家庭と近隣に配ったりしていたとのことです。
		被相続人が生前、家族に対し、当該申請地は妻である申請人に相続するよう遺言を残していたそうです。
		当該申請地には、来年、〇の木を植えることを計画しているとのことです。なお、納税猶予の適用を受けた場合の猶予期間は20年間となります。
議 長		只今、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
12番		納税猶予の期間が終身ではなく、20年なのですか。
事 務 局		生産緑地ではない市街化区域内の農地については、20年となります。
議 長		他に質疑がありましたらお願いします。
委 員		ありません。
議 長		質疑なしと認めます。よって質疑等を終結します。お諮りします。本件について、適格者として証明してよろしいでしょうか。
委 員		異議なし。
議 長		異議なしと認めます。本件について、適格者として証明書を発行します。
		日程第6 専決処分 of 報告について
議 長		日程第6専決処分の報告について、資料を読み込みいただき、質疑があり

委員
議長

ましたらお願いします。
ありません。
以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。